



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 4月25日火曜日 第2868号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）... 311

告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 313

指定医療機関の変更.....（ " ）... 313

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 313

指定介護機関の廃止の届出.....（ " ）... 313

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 313

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 313

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 314

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）... 314

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....（ " ）... 314

指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の変更.....（ " ）... 314

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）... 315

指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更.....（ " ）... 315

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....（ " ）... 315

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 315

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 316

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 316

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 316

指定自立支援医療機関の辞退.....（健康増進課）... 316

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 317

保安林の指定施業要件の変更に係る掲示（2件）.....（森林整備課）... 317

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 317

土砂災害警戒区域の指定.....（ " ）... 317

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ " ）... 318

基本測量の終了の通知.....（道路維持課）... 321

公共測量の終了の通知（3件）.....（ " ）... 321

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 321

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 321

指定障害児通所支援事業の廃止.....（南予地方局地域福祉課）... 322

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 322

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（南予地方局農村整備課）... 322

土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）... 323

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 323

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）... 323

規 則

○愛媛県規則第26号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10号様式1（表）を次のように改める。

第10号様式1 通知書兼不足税額等納額告知書

(表)

通知書兼不足税額等納額告知書

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
法定申告 納期限	年 月 日	延長申告 納期限 年 月 日
申告 年月日	年 月 日確定・ 年 月 日修正	
法人税処 理年月日	年 月 日	更正 決定 修正 確定

所在地

様

年 月 日
愛媛県 地方局長印

事業税、県民税及び地方法人特別税について課税標準額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して納付してください。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算については、事業税及び地方法人特別税の合算額によって行ってください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、当該不足税額に年14.6パーセントの割合(法定納期限の翌日から当該不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合)で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨ててください。計算して得た額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

注意1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合として計算してください。

2 平成26年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

		法人の事業税・地方法人特別税			
		区 分	課税標準額	税 率	税 額
更正 決定 (A)	法人 の 事業 税	所得割 ①	年 万円以下		/100
			年 万円超 万円以下		/100
			年 万円超		/100
			計又は軽減税率不適用法人の金額		/100
		付加価値割 ②		/100	
		資 本 割 ③		/100	
		取 入 割 ④		/100	
		合計事業税額 ①+②+③+④	⑤		
		平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	⑥		
		事業税の特定寄附金税額控除額	⑦		
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑧			
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑨			
	差 引 ⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩			
地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額 ⑪		/100		
	取入割に係る地方法人特別税額 ⑫		/100		
	合計地方法人特別税額 ⑪+⑫	⑬			
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	⑭			
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	⑮			
差 引 ⑬-⑭-⑮	⑯				
既に納付の確定している額 (B)		法人の事業税	⑰		
		地方法人特別税	⑱		
差 引 過 不 足 額 (A) (B)	法人 の 事業 税	所得割 ⑰	年 万円以下		/100
			年 万円超 万円以下		/100
			年 万円超		/100
			計又は軽減税率不適用法人の金額		/100
		付加価値割 ⑲		/100	
		資 本 割 ⑳		/100	
		取 入 割 ㉑		/100	
		合計事業税額 ⑰+⑲+㉑+㉒	㉓		
		平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	㉔		
		事業税の特定寄附金税額控除額	㉕		
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉖			
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉗			
	差 引 ㉓-㉔-㉕-㉖-㉗	㉘			
地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額 ㉙		/100		
	取入割に係る地方法人特別税額 ㉚		/100		
	合計地方法人特別税額 ㉙+㉚	㉛			
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	㉜			
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	㉝			
差 引 ㉛-㉜-㉝	㉞				

摘要 年 月 日 更正の請求による。 整理番号

		法人の県民税		
		区 分	更正・決定 (C)	既に納付の確定している額 (D)
法 人 の 税 割	法 人	課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額㉟		
		税 率 ㊱		
		法人税割額 ㉟×㊱ ㊲		
		道府県民税の特定寄附金 税額控除額 ㊳		
		外国の法人税等の額の控 除額 ㊴		
	割	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額 ㊵		
		利子割額の控除額 ㊶		
		租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額 ㊷		
		既還付請求利子割額が過 大である場合の納付額 ㊸		
		差引法人税割額 ㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸ ㊹	㊺	㊻
均等割額	㊼	㊽		
差引過不足額 (C) - (D)				
納付すべき法人税割額 ㊹-㊺ ㊾				この更正・決定により納 付すべき税額等の合計額
納付すべき均等割額 ㊼-㊽ ㊿				㊹+㊿
法人の県民税の納付すべき税額 ㊾+㊿ ㊿				
指 定 納 期 限		年 月 日		

法人の事業税・地方法人特別税			
区分	算定の基礎となる税額	率	金 額
過少申告 加算金		/100 ㊿	
	うち加重対象税額	/100	
不申告加算金		/100 ㊿	
重加算金		/100 ㊿	
法人の事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等㊿+㊿+㊿+㊿ ㊿			

重加算金対象所得 -----円
上記に係る法人の事業税額 -----円
上記に係る地方法人特別税額 -----円

平成29年4月25日 愛媛県報 第2868号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式 1 の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式 1 の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
フロンティア薬局 高田店	新居浜市高田一丁目1番62号	平成29年 4 月 1 日
フロンティア薬局 中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目6番11号	平成29年 4 月 1 日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1番18号	平成29年 4 月 3 日

○愛媛県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更後） 八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所	八幡浜市大平1番耕地638	平成28年10月24日
（変更前） 八幡浜地区施設事務組合休日夜間急患センター		

○愛媛県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
SKCコミュニケーションズ株式会社	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	平成29年 4 月 1 日

○愛媛県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 たけだ調剤薬局	新居浜市中村松木1丁目12番5号	ひまわり薬局	新居浜市中村松木1丁目12番5号	平成29年 2 月 1 日

○愛媛県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
丹 産 婦 人 科	今治市末広町三丁目4-15	平成29年 2 月28日
宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市百之浦1362番地1	平成29年 3 月31日
藤 石 医 院	東温市志津川1843番地1	平成29年 3 月31日

○愛媛県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 4 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関の名称	介護機関の所在地	廃止年月日
四 国 中 央 市	四国中央市中之庄町542	平成29年 3 月31日

株式会社 アクト	新居浜市中西町 6 - 45	にこにこ薬局 角野店	新居浜市中西町 6 - 45	平成29年 3月17日
----------	----------------	------------	----------------	-------------

○愛媛県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社 たけだ調剤薬局	新居浜市中村松木 1 丁目12番 5号	ひまわり薬局	新居浜市中村松木 1 丁目12番 5号	平成29年 2月 1日
株式会社 アクト	新居浜市中西町 6 - 45	にこにこ薬局 角野店	新居浜市中西町 6 - 45	平成29年 3月17日

○愛媛県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港 3 丁目303番 地	JAえひめ南ホームヘルプサ ービス事業所	（変更後） 宇和島市佐伯町 2 丁目乙1918 番 7	平成29年 2月28日
			（変更前） 宇和島市丸之内 5 丁目 5 番11 号	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港 3 丁目303番 地	JAえひめ南福祉用具貸与事 業所	（変更後） 宇和島市佐伯町 2 丁目乙1918 番 7	平成29年 2月28日
			（変更前） 宇和島市丸之内 5 丁目 5 番11 号	

○愛媛県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港 3 丁目303番 地	JAえひめ南居宅介護支援セ ンター	（変更後） 宇和島市佐伯町 2 丁目乙1918 番 7	平成29年 2月28日
			（変更前） 宇和島市丸之内 5 丁目 5 番11 号	

○愛媛県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	(変更後) 宇和島市佐伯町2丁目乙1918番7	平成29年2月28日
			(変更前) 宇和島市丸之内5丁目5番11号	

○愛媛県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	J A えひめ南ホームヘルプサービス事業所	(変更後) 宇和島市佐伯町2丁目乙1918番7	平成29年2月28日
			(変更前) 宇和島市丸之内5丁目5番11号	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	(変更後) 宇和島市佐伯町2丁目乙1918番7	平成29年2月28日
			(変更前) 宇和島市丸之内5丁目5番11号	

○愛媛県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	(変更後) 宇和島市佐伯町2丁目乙1918番7	平成29年2月28日
			(変更前) 宇和島市丸之内5丁目5番11号	

○愛媛県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社戸田医療器	松山市南江戸二丁目1-28	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	平成29年3月31日

○愛媛県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	短期入所生活介護事業所萬翠荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	通所介護事業所みどり荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	通所介護事業所コスモス荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
有限会社戸田医療器	松山市南江戸二丁目1-28	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	平成29年3月31日

○愛媛県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	居宅介護支援事業所すいは	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日

○愛媛県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	短期入所生活介護事業所萬翠荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	通所介護事業所みどり荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	通所介護事業所コスモス荘	四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日
有限会社戸田医療器	松山市南江戸二丁目1-28	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	平成29年3月31日

○愛媛県告示第513号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	医療法人北辰会	平成32年4月24日まで

○愛媛県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	辞退年月日
愛媛県立今治病院	平成29年 3月31日

○愛媛県告示第515号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
西条市	西泉の一部・坂元の一部	平成27年度から平成28年度まで	西条市(西泉の一部・坂元の一部)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成29年 4月25日

○愛媛県告示第516号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年 4月 4日愛媛県告示第386号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財95	宇和島市新町一丁目5番22号 松 本 尚	森林所有者
宇和島市津島町山財1835	大阪市港区波除五丁目2番4号 伊 原 喜久男	〃
宇和島市津島町山財3148、3149、3166	北宇和郡津島町大字山財上組1697番地 酒 井 栄 吉	〃
宇和島市津島町山財4568から4570まで	兵庫県尼崎市富松町四丁目35番3号 藤 堂 範 夫	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第517号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年 4月 4日愛媛県告示第386号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町岩松甲1238の3	北宇和郡津島町岩松甲1284番地 清 家 吉 規	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第518号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

岩水(C)(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和50年 4月愛媛県告示第313号)岩水(C)の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から標柱17号までを順次結んだ線並びに標柱17号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
南宇和郡愛南町	岩水	1030番	15号
		1032番	16号
		1196番	17号

○愛媛県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
トトコ谷川 210 - 1010	伊予市上三谷（次の図のとおり）	土石流
北折戸谷川 210 - 1045	伊予市三秋（次の図のとおり）	土石流
栃谷西窪川 404 - 1126	伊予市中山町出瀨（次の図のとおり）	土石流
下本谷川 405 - 1134	伊予市双海町大久保（次の図のとおり）	土石流
中畑川 405 - 1137	伊予市双海町高野川（次の図のとおり）	土石流
上灘川 405 - 1143	伊予市双海町上灘（次の図のとおり）	土石流
大平川 405 - 1160	伊予市双海町高岸（次の図のとおり）	土石流
西富貴川 405 - 1181 - 2	伊予市双海町串（次の図のとおり）	土石流
中満野川 405 - 1183	伊予市双海町串（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び伊予市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第520号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成29年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎谷 A 210 - I - 96 6(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	長崎谷 A 210 - I - 96 6(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長崎谷 B 210 - I - 96 7(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	長崎谷 B 210 - I - 96 7(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本谷 B 210 - I - 97 0(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	本谷 B 210 - I - 97 0(1)	伊予市上唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中台 A 210 - I - 26 73(1)	伊予市下唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中台 A 210 - I - 26 73(1)	伊予市下唐川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平岡 210 - I - 26 74(1)	伊予市平岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	平岡 210 - I - 26 74(1)	伊予市平岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
武領 A 210 - I - 26 75(1)	伊予市大平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	武領 A 210 - I - 26 75(1)	伊予市大平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府 404 - I - 10 15(2)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	別府 404 - I - 10 15(2)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
源氏 404 - I - 10 16(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	源氏 404 - I - 10 16(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ノ木 404 - I - 10 17(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	梅ノ木 404 - I - 10 17(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安別当 A 404 - I - 10 18(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	安別当 A 404 - I - 10 18(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安別当 B 404 - I - 10 19(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	安別当 B 404 - I - 10 19(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山口 A 404 - I - 10 24(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山口 A 404 - I - 10 24(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山口 C 404 - I - 10 26(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山口 C 404 - I - 10 26(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
カンジャ川 404 - I - 10 29(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	カンジャ川 404 - I - 10 29(1)	伊予市中山町佐礼谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山吹 404 - I - 10 32(1)	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	山吹 404 - I - 10 32(1)	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	梅原 A 404 - I - 10 74(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	梅原 A 404 - I - 10 74(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
竹ノ内 404 - I - 10 34(1)	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	竹ノ内 404 - I - 10 34(1)	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	福住 404 - I - 10 76(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	福住 404 - I - 10 76(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
坪井 B 404 - I - 10 37(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	坪井 B 404 - I - 10 37(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	馬木 404 - I - 26 92(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	馬木 404 - I - 26 92(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中野中 A 404 - I - 10 44(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中野中 A 404 - I - 10 44(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	日南登 A 404 - I - 26 93(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	日南登 A 404 - I - 26 93(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上野中 404 - I - 10 45(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上野中 404 - I - 10 45(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	漆口 404 - I - 26 94(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	漆口 404 - I - 26 94(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
輪窪 404 - I - 10 48(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	輪窪 404 - I - 10 48(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	梅原 C 404 - I - 26 95(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	梅原 C 404 - I - 26 95(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小倉 A 404 - I - 10 52(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小倉 A 404 - I - 10 52(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岡 B 405 - I - 94 (2)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岡 B 405 - I - 94 (2)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
栃谷 404 - I - 10 55(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	栃谷 404 - I - 10 55(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岡 C 405 - I - 95 (2)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岡 C 405 - I - 95 (2)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
北谷 404 - I - 10 62(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	北谷 404 - I - 10 62(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	石ノ久 保 B 405 - I - 98 (2)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	石ノ久 保 B 405 - I - 98 (2)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平沢 404 - I - 10 63(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平沢 404 - I - 10 63(1)	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	高野川 A 405 - I - 10 78(1)	伊予市 双海町 高野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高野川 A 405 - I - 10 78(1)	伊予市 双海町 高野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
添賀 404 - I - 10 66(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	添賀 404 - I - 10 66(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	東谷 A 405 - I - 10 85(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	東谷 A 405 - I - 10 85(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上平村 404 - I - 10 68(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上平村 404 - I - 10 68(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	日尾野 405 - I - 10 89(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	日尾野 405 - I - 10 89(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中平村 404 - I - 10 69(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中平村 404 - I - 10 69(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	大栄 C 405 - I - 10 94(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大栄 C 405 - I - 10 94(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下平村 404 - I - 10 70(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下平村 404 - I - 10 70(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	駄馬 405 - I - 10 95(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	駄馬 405 - I - 10 95(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
永木 B 404 - I - 10 73(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	永木 B 404 - I - 10 73(1)	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	本郷 C 405 - I - 11 02(1)	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本郷 C 405 - I - 11 02(1)	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

龜ノ森上 405 - I - 11 04(1)	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	龜ノ森上 405 - I - 11 04(1)	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
石ノ久保C 405 - I - 11 11(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	石ノ久保C 405 - I - 11 11(1)	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
富岡A 405 - I - 11 14(1)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	富岡A 405 - I - 11 14(1)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
富岡B 405 - I - 11 15(1)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	富岡B 405 - I - 11 15(1)	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
奥東A 405 - I - 11 22(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	奥東A 405 - I - 11 22(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
奥西B 405 - I - 11 25(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	奥西B 405 - I - 11 25(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
富貴A 405 - I - 11 32(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	富貴A 405 - I - 11 32(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
富貴B 405 - I - 11 33(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	富貴B 405 - I - 11 33(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
池ノ窪A 405 - I - 26 98(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	池ノ窪A 405 - I - 26 98(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
富貴C 405 - I - 26 99(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	富貴C 405 - I - 26 99(1)	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
サルガ谷川 210 - 1006	伊予市 上三谷 (次の 図のと おり)	土石流	サルガ谷川 210 - 1006	伊予市 上三谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
原谷川 210 - 1008	伊予市 上三谷 (次の 図のと おり)	土石流	原谷川 210 - 1008	伊予市 上三谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
石ブナ川 210 - 1016	伊予市 市場 (次の 図のと おり)	土石流	石ブナ川 210 - 1016	伊予市 市場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
堂ノ奥川 210 - 1021	伊予市 下唐川 (次の 図のと おり)	土石流	堂ノ奥川 210 - 1021	伊予市 下唐川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中台川 210 - 1024	伊予市 下唐川 (次の 図のと おり)	土石流	中台川 210 - 1024	伊予市 下唐川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

東大南西川 210 - 1037	伊予市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	東大南西川 210 - 1037	伊予市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
折戸谷川 210 - 1044	伊予市 三秋 (次の 図のと おり)	土石流	折戸谷川 210 - 1044	伊予市 三秋 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南水無川 404 - 1112	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	土石流	南水無川 404 - 1112	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮の上川 404 - 1122	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	土石流	宮の上川 404 - 1122	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
日南登川 404 - 1131 - 1	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	日南登川 404 - 1131 - 1	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
日南登川 404 - 1131 - 2	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	日南登川 404 - 1131 - 2	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
漆川 404 - 1132	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	漆川 404 - 1132	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
駄馬川 405 - 1150	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	土石流	駄馬川 405 - 1150	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下両谷川 405 - 1153	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	土石流	下両谷川 405 - 1153	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高岸西川 405 - 1158	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	土石流	高岸西川 405 - 1158	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高岸東川 405 - 1159	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	土石流	高岸東川 405 - 1159	伊予市 双海町 高岸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
石の久保川 405 - 1164 - 1	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	土石流	石の久保川 405 - 1164 - 1	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
石の久保川 405 - 1164 - 2	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	土石流	石の久保川 405 - 1164 - 2	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西富貴川 405 - 1181 - 1	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	土石流	西富貴川 405 - 1181 - 1	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び伊予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第521号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、
国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び
「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国
道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（レベル1,000地形図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月28日から
平成29年 3月15日まで
- 3 作業地域 松山市内一部地域

○愛媛県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終
了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月20日から
平成29年 3月31日まで
- 3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第2項の規定に基づき、東温市志津川土地区画整理組合理事長
から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年 7月10日から
平成29年 3月29日まで
- 3 作業地域 東温市志津川地内

○愛媛県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、
船木泉川（池田池）土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び

○愛媛県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 4月25日

退任した旨の届出があった。

平成29年 4月25日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鴻 上 久 勝	新居浜市船木甲60番地
"	石 村 徳 次	新居浜市船木2038番地
"	高 橋 照 雄	新居浜市船木甲2540番地の10
"	秦 正 司	新居浜市船木4449番地の 5
"	宇 野 彰 洋	新居浜市船木甲1227番地の 1
"	仙 波 憲 一	新居浜市船木2721番地
"	神 野 伸 二	新居浜市船木甲3883番地
"	鴻 上 勝 義	新居浜市船木3125番地
"	篠 原 浩 司	新居浜市船木甲5282番地の 3
"	本 田 清 正	新居浜市船木甲5052番地の 2
"	田 中 芳 紀	新居浜市船木甲4865番地
"	藤 田 千 俊	新居浜市船木4367番地の 2
"	石 川 淳 仁	新居浜市東田 2 丁目甲1377番地の 1
"	伊 藤 辰 彦	新居浜市東田 1 丁目甲829番地の 1
"	田 坂 一 博	新居浜市光明寺 1 丁目甲433番地の 1
監 事	深 川 弘 光	新居浜市船木甲2588番地の 1
"	合 田 卓 三	新居浜市船木甲5281番地の 3
"	神 野 是 美	新居浜市船木3956番地の 2
"	石 川 剛	新居浜市東田 2 丁目1720番地の 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鴻 上 久 勝	新居浜市船木甲60番地
"	石 村 徳 次	新居浜市船木2038番地
"	藤 田 豊 治	新居浜市船木甲2607番地の 2
"	秦 正 司	新居浜市船木4449番地の 5
"	宇 野 彰 洋	新居浜市船木甲1227番地の 1
"	加 地 守	新居浜市船木973番地の 2
"	矢 野 和 男	新居浜市船木3063番地の 2
"	佐々木 徹	新居浜市船木3653番地
"	篠 原 浩 司	新居浜市船木甲5282番地の 3
"	本 田 清 正	新居浜市船木甲5052番地の 2
"	鈴 木 英 次	新居浜市船木4719番地の 6
"	藤 田 豪	新居浜市船木4550番地
"	神 野 孝 久	新居浜市東田 2 丁目甲1730番地の 1
"	田 坂 照 近	新居浜市東田 1 丁目762番地
"	田 坂 一 博	新居浜市光明寺 1 丁目甲433番地の 1
監 事	神 野 隆 義	新居浜市船木1975番地
"	仙 波 勝	新居浜市船木2671番地
"	鴻 上 章 司	新居浜市船木4777番地の 1
"	酒 井 哲 男	新居浜市光明寺 1 丁目甲385番地 2

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建(開)第2号 平成29年4月14日	伊予郡松前町大字西古泉字玉垣537番1	伊予郡松前町大字西古泉506番地 大 西 宏 治

○愛媛県告示第527号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850400031	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上 村 容志枝	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所 くれぱす	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成29年3月31日
3850400031	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上 村 容志枝	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス事業所 くれぱす	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成29年3月31日

○愛媛県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300032	介護センターアットホーム合資会社	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	酒 井 琢 巳	居宅介護	介護センターアットホーム	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	平成29年3月31日
3810300032	介護センターアットホーム合資会社	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	酒 井 琢 巳	重度訪問介護	介護センターアットホーム	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	平成29年3月31日
3810300032	介護センターアットホーム合資会社	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	酒 井 琢 巳	同行援護	介護センターアットホーム	愛媛県宇和島市川内甲1099番地6	平成29年3月31日

○愛媛県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、河辺国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	稲 田 秀 一	大洲市河辺町横山80番地
"	谷 本 福 雄	大洲市河辺町山鳥坂1700番地
"	大 森 正 壽	大洲市河辺町川上1993番地
"	田 中 高 男	大洲市河辺町川崎1428番地
"	河 野 英 昌	大洲市河辺町河都2058番地
監 事	菊 地 稔	大洲市河辺町川崎820番地
"	重 岡 義 勝	大洲市河辺町横山367番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	稲 田 秀 一	大洲市河辺町横山80番地
"	谷 本 福 雄	大洲市河辺町山鳥坂1700番地
"	大 森 正 壽	大洲市河辺町川上1993番地
"	田 中 高 男	大洲市河辺町川崎1428番地
"	河 野 英 昌	大洲市河辺町河都2058番地
監 事	菊 地 稔	大洲市河辺町川崎820番地
"	重 岡 義 勝	大洲市河辺町横山367番地

○愛媛県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 野 哲	西予市宇和町伊賀上983番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津3番耕地38番

○愛媛県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用土地利用区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
<u>養護老人ホーム</u>	省略			<u>養護老人ホーム</u>	省略		
<u>愛生寮</u>				<u>寿楽荘</u>			
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			